

アルコール健康障害対策推進基本計画(案)に対するパブリックコメント

(赤字部分が追加コメント)

2016年4月1日提出

P11 (2) 地域における相談拠点の明確化

○現在、アルコール関連問題についての相談業務は、精神保健福祉センター、保健所、自助グループ等で行われているが、アルコール健康障害を有する者やその家族がどこに相談に行けば良いか分からず、適切な相談や治療、回復につながっていないと指摘されており、地域における必要な相談体制を確保する必要がある。

また、アルコール健康障害を有している者は、さまざまな生活課題を抱えていることも少なくないため、これらに対する総合的な支援が求められている。

(取り組むべき施策)

○都道府県等において、アルコール関連問題の相談支援を行うに当たっては、地域の実情に応じて、精神保健福祉センターや保健所等を中心として、アルコール健康障害を有している者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる相談拠点を明確化し、広く周知を行う。

○市町村においては、関係部署をはじめとして、市町村が設置する相談機関、その他関係機関等がアルコール健康障害を有している者を発見し専門機関に繋ぐと共に、さまざまな生活課題に対する総合的な支援体制を構築する。

P22 「6. 相談支援等」

(現状等)

アルコール関連問題に関する相談業務は、精神保健福祉センターや保健所等で行われているが、地域においてどこに相談に行けば良いか分からず、また相談窓口によっては治療や回復支援を行う医療機関、自助グループ、回復施設等の情報を把握していなかったこと等により、必要な支援につながらなかったケースも指摘されている。

また、アルコール健康障害を有している者の中には介護保険制度の要支援・要介護認定者や生活支援が必要な高齢者もおり、また、生活困窮、認知症、配偶者への暴力などの高齢者虐待、その他さまざまな生活課題を抱えていることも少なくないため、これらに対する総合的な支援が求められている。

このため、地域において、相談から治療、回復に至るまで、切れ目なく分野横断的な支援を受けられる体制を構築することが求められている。

(目標)

相談から治療、回復支援に係る機関の情報共有と連携の促進を図ることにより、地域において、アルコール健康障害を有している者とその家族が適切な支援を受けられる体

制を構築することを目標として以下の施策を実施する。

地域における相談支援体制

○都道府県等において、アルコール関連問題の相談支援を行うに当たっては、地域の実情に応じ、精神保健福祉センターや保健所等を中心として、アルコール健康障害を有している者及びその家族が分かりやすく気軽に相談できる相談の拠点を明確化し、地域で相談できる窓口についても広く周知を行う。その上で、地域における医療機関・行政・自助グループ等の関係機関の役割を整理し、各機関が相互に情報共有や協力体制を築くことで適切な相談や治療、回復支援にまでつなげる連携体制を構築する。

○市町村においては、保健センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援方に基づく相談支援機関、介護保険関連事業所、福祉事務所（町村部）、障害者関連事業所等がアルコール健康障害を有している者を発見し専門機関に繋ぐと共に、さまざまな生活課題に対する総合的な支援体制を構築する。

○精神保健福祉センターにおいて、保健所及び関係機関に対し、従事者の研修、実地指導を行うことにより、相談支援を行う者の人材育成を図る。

理由

アルコール健康障害を有している者の中には、さまざまな生活課題を抱えている者も多く、相談対応としては、保健所よりも総合相談機能を有する地域包括支援センターを始めとして様々な機関が対応することが多い。

生活全般にわたる支援を行うためには、都道府県の機関だけでは困難であり、市町村を中心としたネットワークによる対応が必須である。